

## 富山市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市社会福祉審議会条例（平成17年条例第16号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、富山市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第1項の規定により民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会、同条第2項の規定に基づき老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会並びに同法第12条第2項の規定により読み替えて適用される同法第11条第1項の規定により児童福祉専門分科会を置く。

2 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に、審査部会を置く。

(副委員長)

第3条 審議会に委員長の指名による副委員長を1名を置き、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

2 副委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(専門分科会副会長)

第4条 審議会の各専門分科会に、その専門分科会長の指名による専門分科会副会長を1名置き、専門分科会長に事故があるとき、又は欠けたときは、専門分科会副会長がその職務を代理する。

(審査部会長及び審査部会副会長)

第5条 審査部会に会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 審査部会に、その審査部会長の指名による審査部会副会長を1名置き、審査部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、審査部会副会長がその職務を代理する。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第6条 条例第5条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」又は「審査部会」と、「委員長」とあるのは専門分科会にあつては「専門分科会長」と、審査部会にあつては「審査部会長」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 専門分科会及び審査部会の調査審議事項並びに条例第9条の規定による専門分科会及び審査部会の決議をもって審議会の決議とする事項は、別表のとおりとする。

3 民生委員審査専門分科会及び審査部会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、社会福祉課において総括する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 社会福祉課
  - (2) 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会 障害福祉課
  - (3) 児童福祉専門分科会 子育て支援課
  - (4) 老人福祉専門分科会 長寿福祉課
- (細則)

第8条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

分科会等	調査審議事項	審議会の決議とする事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項	(1) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による民生委員の推薦 (2) 民生委員法第7条の規定による民生委員の再推薦 (3) 民生委員法第11条の規定による民生委員の解嘱の具申
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項	(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第40条の規定による身体障害者生活訓練等事業等の制限又は停止 (2) 身体障害者福祉法第41条の規定による市の設置する身体障害者社会参加支援施設又は養成施設の事業の停止又は廃止

<p>身体障害者福祉専門分科会 審査部会</p>	<p>身体障害者手帳交付に関する事項及び指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)に関する事項</p>	<p>(1) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第5条に規定する身体障害者手帳交付に係る障害の程度の審査判定  (2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳交付に係る医師の指定  (3) 身体障害者福祉法施行令3条に規定する身体障害者手帳交付に係る医師の指定の取り消し  (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第59条、第60条及び第68条に規定する指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)の指定、指定の更新又は指定の取り消し若しくは効力の停止</p>
<p>児童福祉専門分科会</p>	<p>児童並びに母子及び寡婦の福祉に関する事項</p>	<p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第46条に規定する児童福祉施設の事業の停止(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)  (2) 児童福祉法第59条に規定する届出をしていない児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)  (3) 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第13条(第38条において準用する場合を含む。)に規定する母子及び寡婦福祉資金の貸付けの停止  (4) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第2項に規定する特定教育・保育施設及び第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定  (5) 子ども・子育て支援法第61条第7項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更  (6) 子ども・子育て支援法第77条第1項第4号に規定する子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議</p>
<p>老人福祉専門分科会</p>	<p>高齢者の福祉に関する事項</p>	<p>(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第18条の2に規定する老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止  (2) 老人福祉法第19条に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止又は認可の取り消し</p>
<p>地域福祉専門分科会</p>	<p>地域福祉の推進及び地域福祉計画に関する事項</p>	<p>(1) 社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進に関する重要な施策等の適否  (2) 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定又は変更</p>